

歴史に寄り添う
まちづくり

伝建群だより

冬の寒さも和らぎ、花々が咲き始め、いよいよ春の暖かさを感ぜられる季節となってきました。まだまだ寒い日も続きますので、新型コロナウイルスの感染予防も含めて体調管理には十分お気を付けください。

また、空気も乾燥しておりますので、引き続き火の取り扱いについてもご注意をお願いいたします。



これって、相談が必要ですか？

重伝建地区では、歴史的な町並みを保存するために、条例により地区内の建物(一般の住宅や物置などを含む)を修繕する場合には許可(現状変更行為許可申請)が必要です。その際には、お気軽に日本遺産活用室までご相談ください。 ↓許可が必要となる事例

ケース① 屋根の葺き替え



屋根が傷んだのだが、修繕するにも相談が必要なの？

屋根の板金や瓦を全体的に葺き替える場合は、現状が変更されるため、許可が必要です(小規模な維持管理については、要相談)。



ケース② 建物外壁の塗り替え

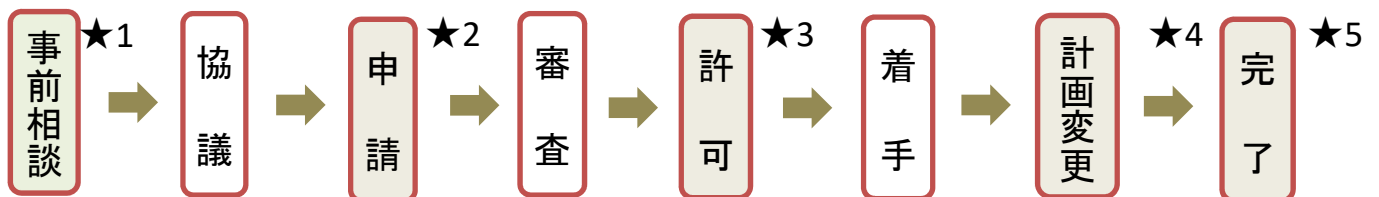


外壁の塗り替えをしたいのだけど、相談が必要なの？

外壁の塗り替えや下見板などの修繕を行う場合は、許可が必要です(部分的な修繕は要相談)。



☆ 事前相談～許可～着手までの流れ(現状変更行為許可申請手続き) ☆



★1・・・事前相談により、内容をしっかりと詰めましょう。相談を重ねると、申請もスムーズです。

★2・・・申請書を提出します。地図・図面・写真など。

★3・・・許可書が交付されたら、工事開始です。

★4・・・許可された内容に変更が生じた場合は相談をお願いします。

★5・・・速やかに完了届を出しましょう。地図・図面・完了写真など。

伝統的建造物の保存修理に関する補助事業をお考えの方へ

伝統的建造物(特定物件)の保存修理をお考えの方は、日本遺産活用室までお気軽にご相談ください。



相談から修理までのステップ

○【調査】1年目

・全体計画

現況調査・図面作成
修理方針の検討
概算費用算出
資金・事業計画
(建物の応急対応)

○【予算】2年目

・修理計画

実施見積書の作成
予算の確定(要望)
全体工程表の作成
(補助金申請)
(修理のための準備)

○【修理】3年目

・修理(痕跡確認)

補助金交付決定
着手(5月頃)
完了(1月までに)
補助金交付(3月)
(活用検討)

補助金対象となる事業

調査… 保存修理の計画を行うための事前調査(補助率1/2以内、上限額20万円)。
詳しくは、日本遺産活用室までお問い合わせください。

保存修理… 伝統的建造物(特定物件)の外観や構造体に係る修理(耐震補強含む)。
(補助率8/10以内、上限額800万円)。

織都桐生の日本遺産を見つめて④・⑤

④後藤織物

後藤織物は、明治初期にいち早く洋式染色技術を導入し、技術改良を行うなど桐生織物の近代化に貢献しました。その後も帯地生産を中心に、確かな技術を持つ女性従業員が活躍してきました。

ノコギリ屋根や主屋をはじめとする建物群は、染色・燃糸・製織といった織物生産システムをそのまま現わしています。

平成18年に国の登録有形文化財になっています。



⑤桐生織物会館旧館(桐生織物記念館)

桐生織物記念館は、桐生織が隆盛を迎えた頃、1934(昭和9)年に、桐生織物同業組合(現在の織物協同組合)の事務所として建てられました。

新館移転により旧館となり、2001(平成13)年からは織物記念館として織物資料の展示と織物製品の販売を行う施設として整備されています。

平成9年に国の登録有形文化財になっています。



～感性育み 未来織りなす
絆なまち 桐生～

編集・発行
桐生市産業経済部観光交流課日本遺産活用室
電話 0277-46-1111(内線 346、347)
令和3年3月1日発行 No.62